8　法第百六条第一項第十五号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一　［略］

二　事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であって、第六項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

［9～17　略］

18　法第二条第十五項の規定は、第六項第十号、第七項、第十一項（第十二項及び第十三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四項、第十五項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（特例対象会社）

**第五十八条の七**　法第百七条第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（保険会社の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第八十五条第一項第十一号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　［略］

二　事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であって、第五十六条第六項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

［2～5　略］

（保険持株会社の子会社の範囲等）

**第二百十条の七**　［略］

［2～4　略］

5　法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であって、上場会社等以外の会社（第一号に該当する会社のうち第五十六条第六項第十一号に該当する会社にあっては、上場会社等を含む。）とする。

一　第五十六条第六項第一号から第十一号までに掲げる会社（同項第十号に掲げる会社にあっては、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険会社の子会社が当該会社の議決権を取得する場合に限る。）

二　［略］

6　法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める要件は、保険持株会社又はその子会社が前項に規定する会社（第五十六条第六項第十一号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

［一・二　略］

［7～15　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

8　［同上］

一　［同上］

二　事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であって、第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

［9～17　同上］

18　法第二条第十五項の規定は、第六項第九号、第七項、第十一項（第十二項及び第十三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四項、第十五項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（特例対象会社）

**第五十八条の七**　［同上］

一　［同上］

二　事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であって、第五十六条第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

［2～5　同上］

（保険持株会社の子会社の範囲等）

**第二百十条の七**　［同上］

［2～4　同上］

5　法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であって、上場会社等以外の会社（第一号に該当する会社のうち第五十六条第六項第十号に該当する会社にあっては、上場会社等を含む。）とする。

一　第五十六条第六項第一号から第十号までに掲げる会社（同項第九号に掲げる会社にあっては、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険会社の子会社が当該会社の議決権を取得する場合に限る。）

二　［同上］

6　法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める要件は、保険持株会社又はその子会社が前項に規定する会社（第五十六条第六項第十号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

［一・二　同上］

［7～15　同上］

**附　則**

この府令は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日（令和八年十二月十一日）から施行する。